

令和元年度第3回契約監視委員会の議事概要について

令和2年3月17日

〈問い合わせ先〉

国立特別支援教育総合研究所
監査室

TEL : 046-839-6927

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、調達等合理化計画の策定や自己評価の実施等、調達合理化を推進するため、契約監視委員会を設置し、令和元年度第1回契約監視委員会を令和2年3月3日（火）に開催しましたので、議事概要についてお知らせいたします。（別紙参照）

1. 背景・目的

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）において、各独立行政法人は、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を設置し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、法人の長が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行うこととされました。

2. 委員

浅野良一	国立特別支援教育総合研究所	監事
中家華江	国立特別支援教育総合研究所	監事
高梨喜裕	高梨公認会計士事務所	
峯尾商衡	峯尾税務会計事務所	

（敬称略）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
令和元年度第3回契約監視委員会議事概要

審議依頼日 令和2年3月3日（火）

契約監視委員 浅野委員（監事）、中家委員（監事）、高梨委員、峯尾委員

審議方法 メール審議

審議事項 令和元年度契約状況の点検について

議事概要

（1） 令和元年度契約案件（前回競争性のない随意契約：2件、前回一者応札・一者応募の契約：1件、新規案件：23件）について、メール審議を行った。

（2） 審議の結果、質疑応答が交わされたが、指摘事項はなく、すべて妥当と判断された。

質疑応答は下記のとおりである。

①（質問） 【資料1別紙】の区分表（随意契約事由別）と、資料3 令和元年度契約点検結果【新規案件】の「契約方式（注4）」欄における随意契約との対応関係はどう見ればよいか。

（回答） 【資料1別紙】区分表は、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」の随意契約の事由を選択する表であり、資料1の競争性のない随意契約の別添（別紙）資料ということになっている。したがって、資料1の「競争性のない随意契約によらざるを得ない事由」欄に、累計区分の「8」を記入している。

【資料3】の新規案件に《競争性のない随意契約によらざるを得ない場合》の契約がある場合は、次年度において、【資料1】に記載することになる。

②（質問） 単価契約である下記の随意契約については、全て落札率100%となっているが、これらは予定価格時点や契約締結時点で、単価だけでなく作業工数までも決定されていたのか（総額が決定されていたのか）。

No.1 再生紙の供給 1,438,290円

No.16 令和元年度第二期特別支援教育専門研修における手話通訳業務 1,656,000円

No.19 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計補助労働者派遣業務
1,151,920円

（回答） 質問の3件の契約については、仕様書の内容として予定数量を業者に提示していた。

このようにすることで予定発注量に見合う適切な応札（見積り）額が提示されることが期待される。

3件の契約に記載している金額は、予定数量に契約単価をかけて算出した予定金額となる。

- ③（質問） 資料3の以下の契約は、一般競争入札で、かつ落札率が100%となっているが、いかなる理由で落札率がぴったり100%となっているのか。

No.4 アイトラッキング装置一式 1,836,000円

No.10 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（2019年度前期）単位認定試験実施運営業務委託 1,106,946円

No.21 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和元年度後期）単位認定試験実施運営業務委託 1,329,537円

（回答） 研究所では、予定価格について、主に以下の点からそれぞれ金額を算出し、その中で最も安価な金額を採用している。

- 1.市場調査のため、仕様書に基づいて業者が提出した参考見積額
- 2.研究所が過去に同様事業の契約実績に基づき算出した金額
- 3.積算資料に基づき算出した金額

これらにより採用した予定価格が、偶然、入札額と同じ金額になったものである。

- ④（質問） 資料3のNo18独立行政法人国立特別支援教育総合研究所土留め擁壁撤去・新設工事の掘建設は堀建設の間違いではないか。

（回答） ご指摘のとおり、契約書の署名にある、堀建設が正しい契約相手方となる。

- ⑤（質問） 資料3のNo5独立行政法人国立特別支援教育総合研究所土留擁壁撤去・新設設計業務は大阪の事業者1社入札で99.4%、No6同独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研修棟他北側外壁等改修設計業務は同様の設計業務は3社入札で45.2%である。

同じような案件なのに、なぜこのような違いが出てしまったのか、理由を教えてください。

また、今回、擁壁工事に多額のお金を使っているが、その理由・計画の概要を教えてください。

（回答） 土木工事については、文科省による取引実績が少なく研究所で他の国立大学法人に照会した。

「No5土留擁壁の設計」については、国土交通省が公共建築工事積算基準等資料を公表しているため、業者もそこから積算した可能性がある。

「No6外壁等改修の設計」については、落札後の内訳書を確認したところ、最小限の積算金額となっていたため、より競争原理が働いた結果と思われる。

擁壁工事の金額が他の工事より金額が多い点については、各工事の内示された予算額が、①石積み改修は約1億800万円、②外壁改修工事は約6,300万円、③土留め擁壁工

事は約 3,000 万円となっており、予算規模に基づき執行した状況となっている。

工事の略図は別添の通り、食堂前の土留擁壁撤去・新設工事と西研修員宿泊棟の斜面が地滑り対策の 2 箇所を実施する案件となっている。

⑥ (質問) ③の質問の案件に対する回答で、研究所では、予定価格について、主に以下の点からそれぞれ金額を算出し、その中で最も安価な金額を採用している。

1. 市場調査のため、仕様書に基づいて業者が提出した参考見積額
2. 研究所が過去に同様事業の契約実績に基づき算出した金額
3. 積算資料に基づき算出した金額

これらにより採用した予定価格が、偶然、入札額と同じ金額になったものである。

とあるが、円単位で偶然同じ金額になるということは、「1. 市場調査のため、仕様書に基づいて業者が提出した参考見積額」が予定価格であったのだと推測される。その場合、仕様書に基づいて見積を出した業者＝受注業者、であると推測される。

であるとすると、研究所がその業者にこちらから声をかけて見積もってもらう段階でその業者に入札してくれるように約束があるということか？

こういう場合、こちらから声をかけた業者とその他の業者で有利、不利はないのか？

(回答) 研究所では、仕様書作成の段階から複数の業者に声かけ（カガ、仕様書、定価表、納入実績書、参考見積書など公共調達的一般手法となっている「資料提供招請」）を行うとともに、一社限定とならない一般的仕様の策定に努め、幅広い業者が参加できるように努めている。

また、入札公告後、入札に参加する者だけでなく、関心を持つ全ての業者に入札説明書を配付している。さらに、入札説明書では、業者に参考見積書の提出を求め、複数の参考見積書を比較できるように努めている。

このような取組により、特定の業者が有利にならなよう対応している。

⑦ (質問) 資料 3 の No1 再生紙の供給と、No2 大判インクジェットプリンター一式については、なぜ一般競争入札でなく、随意契約なのか？また、随意契約なのに入札者が 2 となっている理由もお教え願いたい。

(回答) 「No1 再生紙の供給」については、当初 2 年契約で入札公告を行ったが、紙の価格高騰の影響で不落となった。業者に確認したところ、複数年の対応は難しいことやリスク回避のため単年度より金額を上げざるをえないとの情報を入手したため、所内で再度、検討した結果、より競争者を増やし安く調達するため、今年度は単年度の契約に変更することとした。

1 年間の予定価格の場合、研究所会計規程第 53 条第 1 項第 5 号「予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れるとき。」に該当し、随意契約によることができる。その際、研究所会計細則第 58 条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から徴収すること。」とされているため、複数業者による見積合わせを実施し、結果、2 社から見積書の提出があったため入札者数を 2 と記載した。

「No2 大判インクジェットプリンター 一式」については、研究所会計規程第 53 条第 1 項第 5 号に該当し、随意契約によることができる。また、随意契約に当たり、会計細則第 58 条に則り、複数業者による見積合わせを実施し、結果、2 社から見積書の提出があったため入札者数を 2 と記載した。

⑧ (質問) ⑤の(回答)について、No5 も競争原理が働いたら、更に良かったと思われるが、大阪の業者 1 社とは、近場で良い業者がいても良さそうな気がするが、どうか？

(回答) No5 の業者については、横浜に支店を有する業者の本社と契約を締結したが、関東甲信越に所在する国立大学法人から情報提供をいただいた業者を誘引した入札により、このような結果となった。

今後も複数業者が参加するよう、誘引の定めはないが、信用資質の有無などにも配慮しつつ、誘引活動に努めてまいります。

⑨ (質問) ⑤の(回答)から、土木工事の相場感は分からないが、内示された予算額、というのは誰が決めるのか。

(回答) 研究所が要求した概算額を文部科学省と財務省で協議・査定して決めることになっている。

⑩ (質問) ⑥の回答で、今回は、

No4 アイトラッキング装置一式 契約金額 1,836,000 円

No10 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育(2019 年度前期) 単位認定試験実施運営業務委託 契約金額 1,106,946 円

No21 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育(令和元年度後期) 単位認定試験実施運営業務委託 契約金額 1,329,537

について、何社ずつに仕様書作成段階で声掛けしたのか？

(回答) 仕様書については、通常、請求原課の業務分担と考えているが、仕様策定に当たって一社限定的な仕様にならないよう複数業者から資料提供招請を受けるよう原課に依頼しているところである。

本件の場合、仕様書が決定し契約依頼のあった後に、入札説明書などに基づいて声かけしている。具体的には、No4 アイトラッキング装置一式は 2 社、No10 免許法(2019 年度前期) 単位認定試験実施運営は 3 社、No21 免許法(令和元年度後期) 単位認定試験実施運営は、3 社に声かけを行った。